平成２２年（フ）第１０７７９号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東６丁目10―37―205
破産者　長谷川辰哉
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８０６号
東京都三鷹市下連雀７丁目６―８―101
破産者　伊藤　邦彦
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８１６号
千葉県千葉市美浜区幕張西３丁目２―７―209
破産者　小島　　茂
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８２０号
東京都葛飾区西新小岩４丁目９―16―201
破産者　田村　光廣
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８２７号
東京都中野区大和町１丁目27―14
破産者　大作美智子
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８３１号
埼玉県八潮市大字大曽根91―108
破産者　佐藤　幸雄
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８３４号
東京都足立区辰沼１丁目２―２―301
破産者　大和田ローズマリーこと　シットハー　ローズマリー　ベルゴー
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８３６号
千葉県船橋市本中山１丁目６―11―201
破産者　石田　浩透
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８６５号
東京都練馬区早宮２丁目８―６
破産者　宇田川杉子
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９３１号
東京都町田市忠生３丁目１―７―202
破産者　前田　雄二
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９３９号
千葉県市川市湊10―17―103
破産者　石井　康之
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９６３号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘１丁目34―14―204
破産者　佐竹　君雄
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９９９号
東京都足立区江北２丁目11―４―103
破産者　太田　鈴雄
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第８２号
山形県鶴岡市羽黒町松ヶ岡字松ヶ岡29番地
破産者　松岡蚕種株式会社
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１２６号
群馬県太田市新田大根町1083番地２コーポニシムラ２号棟205号
破産者　有限会社栄和建設
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１５１１号
埼玉県新座市道場１丁目８番17号、旧住所埼玉県新座市石神２丁目11番40号
破産者　株式会社村上商事
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
千葉県銚子市愛宕町3457番地の４
破産者　有限会社アサヒ総建
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７５５０号
千葉県千葉市中央区本町３丁目６番15号
破産者　ちば建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２５５号
東京都世田谷区喜多見７丁目26―17―２―302
破産者　宮崎　正造
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８０１号
東京都千代田区飯田橋４丁目８番13号
破産者　株式会社プレスジャーナル
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０１号
東京都羽村市五ノ神１丁目９番地５エスカイア羽村駅前103
破産者　小栗　利隆
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５５号
東京都立川市羽衣町１丁目13番15号
破産者　小菅　敏江
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部